

岩手県告示第780号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、岩手県漁港管理条例（昭和38年岩手県条例第52号）第12条第1項第2号に規定する指定漁港施設の使用料の収納に関する事務を令和3年11月1日次の者に委託した。

令和3年11月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定漁港施設	受託者	
	住 所	名 称
大船渡漁港の指定漁港施設	大船渡市赤崎町字蛸ノ浦68番地	大船渡市漁業協同組合
大船渡漁港（細浦）の指定漁港施設		